



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- *5 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 1
- *6 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 3
- *7 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 4
- *8 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 5
- *9 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 9
- *10 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 12
- *11 和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 16

○ 告示

- 309 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課) 19
- 310 " (") 19
- 311 " (") 19
- 312 " (") 20

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第5号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年和歌山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第4条 条例第7条第1項及び第7条の2第1項のこれに準ずる者として人事委員会規則で定める会計年度任用職員については、任期が6月に満たない者であって、同一の会計年度内において会計年度任用職員として複数回任用され、その通算した任期が6月以上となる会計年度任用職員とする。</p> <p>2 条例第7条第1項及び第7条の2第1項の人事委員会規則で定める会計年度任用職員（条例第7条第4項及び第7条の2第4項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給の制限を受ける会計年度任用職員を除く。）については、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 条例第7条第1項及び第7条の2第1項の人事委員会規則で定める勤務時間については、勤務時間条例第20条の規定により任命権者が別に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 条例第7条第1項のこれに準ずる者として人事委員会規則で定める会計年度任用職員については、任期が6月に満たない者であって、同一の会計年度内において会計年度任用職員として複数回任用され、その通算した任期が6月以上となる会計年度任用職員とする。</p> <p>2 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める会計年度任用職員（条例第7条第4項の規定により期末手当の支給の制限を受ける会計年度任用職員を除く。）については、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める勤務時間については、勤務時間条例第20条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職</p>

定める会計年度任用職員の正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）が、1週間当たり15時間30分とする。

4 正規の勤務時間が週により異なる会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「勤務時間条例第20条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）が、1週間当たり」とあるのは、「1週平均所定労働時間数（基準日（条例第7条第1項及び第7条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項において同じ。）を含む任期のうち、基準日以前6か月以内における正規の勤務時間の合計時間数を基準日以前6か月以内における在職期間の総日数で除して得た数に7日乗じて得た時間数をいう。以下同じ。）が」とする。

5 略

6 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給日については、給料表適用職員等の例による。

7 条例第7条第1項後段及び第7条の2第1項後段の規定により期末手当及び勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員は、次の各号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

(1)・(2) 略

8 略

第5条 略

（期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額）

第6条 条例第7条第3項及び第7条の2第3項の人事委員会規則で定める額は、条例第4条第2項に規定する基準月額に同条第3項の規定により定める額及び同条第4項の規定により定める額を加えて得た額に、1週間当たりの正規の勤務時間を乗じて得た額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする。ただし、次の各号に掲げる会計年度任用職員については、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

2 略

（勤勉手当の支給割合）

第7条 条例第7条の2第2項の人事委員会規則で定める基準に従って定める割合は、次項に規定する勤務期間による割合（次項において「期間率」という。）に第3項又は第4項に規定する勤務成績による割合（第5項及び第6項において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

2 期間率は、条例第7条の2第1項に規定する基準日（第5項及び第6項において「基準日」という。）以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合とする。

(1)	6か月	100分の100
(2)	5か月15日以上6か月未満	100分の95
(3)	5か月以上5か月15日未満	100分の90
(4)	4か月15日以上5か月未満	100分の80
(5)	4か月以上4か月15日未満	100分の70
(6)	3か月15日以上4か月未満	100分の60
(7)	3か月以上3か月15日未満	100分の50
(8)	2か月15日以上3か月未満	100分の40
(9)	2か月以上2か月15日未満	100分の30
(10)	1か月15日以上2か月未満	100分の20
(11)	1か月以上1か月15日未満	100分の15

員の正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）が、1週間当たり15時間30分とする。

4 正規の勤務時間が週により異なる会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「勤務時間条例第20条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）が、1週間当たり」とあるのは、「1週平均所定労働時間数（基準日を含む任期のうち、基準日以前6か月以内における正規の勤務時間の合計時間数を基準日以前6か月以内における在職期間の総日数で除して得た数に7日乗じて得た時間数をいう。以下同じ。）が」とする。

5 略

6 会計年度任用職員の期末手当の支給日については、給料表適用職員等の例による。

7 条例第7条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員は、次の各号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

(1)・(2) 略

8 略

第5条 略

（期末手当基礎額）

第6条 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める額は、条例第4条第2項に規定する基準月額に同条第3項の規定により定める額及び同条第4項の規定により定める額を加えて得た額に、1週間当たりの正規の勤務時間を乗じて得た額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする。ただし、次の各号に掲げる会計年度任用職員については、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

2 略

<p>(12) 15日以上1か月未満 100分の10 (13) 15日未満 100分の5 (14) 0 0</p> <p>3 前項の勤務期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員（第4条第3項に規定する勤務時間（同条第4項及び第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以上勤務する会計年度任用職員に限る。）として在職した期間とする。</p> <p>4 前項の期間の算定については、第5条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前条」とあるのは「第4条」と、同項第2号中「期間については、その2分の1の期間」とあるのは「期間」と、同項第3号中「除く。」については、その2分の1の期間」とあるのは「除く。」と、同条第3項中「第1項の在職期間」とあるのは「第7条第2項の勤務期間」と読み替えるものとする。</p> <p>5 成績率は、会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、100分の205の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>6 基準日以前6か月以内の期間において、法第29条の規定による懲戒処分を受けた会計年度任用職員の成績率は、人事委員会が別に定める割合を基本として任命権者が決定するものとする。</p> <p>第8条～第11条 略</p>	<p>第7条～第10条 略</p>
--	-------------------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第6号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第11条 略 2～4 略</p> <p>5 条例第19条第2項に規定する「管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務」とは、次の各号に掲げる勤務とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 危機管理消防課、防災企画課又は災害対策課における危機管理に係る緊急業務に関する情報連絡等のための当直勤務</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 仙浜学園又は中央児童相談所の社会福祉施設における入所者の生活介助等のための当直勤務</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>6 略</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第11条 略 2～4 略</p> <p>5 条例第19条第2項に規定する「管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務」とは、次の各号に掲げる勤務とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 危機管理・消防課、防災企画課又は災害対策課における危機管理に係る緊急業務に関する情報連絡等のための当直勤務</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 仙浜学園又は子ども・女性・障害者相談センターの社会福祉施設における入所者の生活介助等のための当直勤務</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>6 略</p>

別表第1 給料の調整額適用区分表(第7条関係)

勤務公署	職員	調整数
略		
中央児童相談所	(1) 弁護士であつて、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第3項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものに直接従事することを本務とする職員	略
	(2) 略	略
高等看護学院	看護師の養成に直接従事することを本務とする専任教員	略
略		

別表第1 給料の調整額適用区分表(第7条関係)

勤務公署	職員	調整数
略		
子ども・女性・障害者相談センター	(1) 弁護士であつて、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第2項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものに直接従事することを本務とする職員	略
	(2) 略	略
高等看護学院	看護師又は助産師の養成に直接従事することを本務とする専任教員	略
略		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1子ども・女性・障害者相談センターの部の改正規定(「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第7号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(研究職給料表の適用範囲) 第2条 研究職給料表は、次に掲げる機関及び部課等に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって直接試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。 (1) <u>南紀熊野ジオパークセンター</u> (2) <u>環境衛生研究センター</u> (3)～(17) 略</p> <p>(医療職給料表(2)の適用範囲) 第4条 医療職給料表(2)は病院、鳥獣保護センター、動物愛護センター、障害児者サポートセンター、保健所、家畜保健衛生所、農林大学校及び特別支援学校に勤務する職員で次の各号に掲げるものに適用する。 (1)～(10) 略</p> <p>(医療職給料表(3)の適用範囲) 第5条 医療職給料表(3)は病院、<u>総務部総務管理局人事課(診療所)</u>、中央児童相談所、精神保</p>	<p>(研究職給料表の適用範囲) 第2条 研究職給料表は、次に掲げる機関及び部課等に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって直接試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。 (1) <u>環境衛生研究センター</u> (2) <u>南紀熊野ジオパークセンター</u> (3)～(17) 略</p> <p>(医療職給料表(2)の適用範囲) 第4条 医療職給料表(2)は病院、鳥獣保護センター、動物愛護センター、保健所、子ども・女性・障害者相談センター、農林大学校、家畜保健衛生所及び特別支援学校に勤務する職員で次の各号に掲げるものに適用する。 (1)～(10) 略</p> <p>(医療職給料表(3)の適用範囲) 第5条 医療職給料表(3)は病院、<u>保健所</u>、<u>総務部総務管理局人事課(診療所)</u>、子ども・女性・</p>

健福祉センター、保健所、高等看護学院、なご看護学校及び難病・こども保健相談支援センターに勤務する職員で次の各号に掲げるものに適用する。
(1)～(3) 略

障害者相談センター、高等看護学院、なご看護学校、精神保健福祉センター及び難病・子ども保健相談支援センターに勤務する職員で次の各号に掲げるものに適用する。
(1)～(3) 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第8号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表及びイの表を次のように改める。

別表第1 級別職務分類表（第3条関係）

ア 行政職給料表級別職務分類表

組織		職務の級								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
知事	共 通	※福祉主事 又は福祉技師 ※医療主事 又は医療技師				副 主 任				
	本 庁	※航 海 士 ※機 関 士 ※通 信 士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士 検査専門員	※船 長 ※機 関 長	総括課長補佐 調 査 員 検 査 員 主任航海士 主任機関士 副主任航海士 副主任機関士	※室 長 分 室 長 旅券事務長 総括検査員		知事室次長 万博推進担当参事 考查担当参事 国際担当参事 技 監 会計局長	知事室長 理 事 会計管理者
	地方機関	共 通				専門技術員 調 査 員	総括専門員			
	振 興 局					出張所長 会計専門員 会計駐在員 旅券駐在員 検 査 員 入札契約統括員	※所 長 支 所 長 次 長 支所次長			
	東京事務所						次 長 企業誘致統括員			

県税事務所					県税窓口 統括員	次 長			
消 防 学 校				※教務主任		副 校 長			
防災航空セ ンター						次 長			
文 書 館						次 長			
世界遺産セ ンター					調 査 員	事 務 長			
南紀熊野ジ オパークセ ンター						事 務 長			
環境衛生研 究センター						次 長			
消費生活セ ンター					支 所 長	次 長			
児童相談所						次 長 分 室 長			
仙 溪 学 園						次 長			
障害児者サ ポートセン ター				室 長					
精神保健福 祉センター					次 長				
保 健 所						支 所 長 次 長 支所次長			
高等看護学 院					事務長代 理	事 務 長	副学院長		
こころの医 療センター						事務局次 長	事務局長		
公営競技事 務所						次 長			
産業技術専 門学院	※職業指導 員					副学院長			
工業技術セ ンター						副 所 長			
水産試験場	※航 海 士 ※機 関 士 ※通 信 士		※主査航海 士 ※主査機関 士 副主査航 海士 副主査機 関士	※船 長 ※機 関 長	主任航海 士 主任機関 士 副主任航 海士 副主任機 関士				
農林大学校				助 教	総務部長 農学部長 次 長 准 教 授	所 長 副 校 長 教 授 林業研修			

							部長				
		和歌山下津 港湾事務所					次 長				
		土砂災害啓 発センター				所 長					
県	議 会					調 査 員 副 主 任	室 長 副 室 長 総括調査 員		事務局次 長		
教育委員会	共 通				※指導主事 ※社会教育 主事 ※教育相談 主事	主任指導 主事 主任社会 教育主事 主任教育 相談主事 ※専 門 員 副 主 任					
	本 庁	※体育指導 員			※人事主事 ※政策推進 員		※室 長 教育企画 員		教育企画 監 局 長		
	地方 機関	教育事務所				※人事主事		副 所 長			
		教育センタ ー学びの丘					教育相談 室長	副 所 長			
		図 書 館	※司 書		副主査司 書	主査司書	総括司書 主任司書 センター 長 副主任司 書	※副 館 長 紀南図書 館長			
		近代美術館						※副 館 長			
		博 物 館						※副 館 長 教育企画 員			
		紀伊風土記 の丘						※副 館 長 教育企画 員			
		自然博物館						※副 館 長			
		県立学校						※事 務 長 事務長補 佐			
警 察	共 通			主 任							
	本 部	※保 健 師 ※航空整備 士				調 査 官 隊長補佐 校長補佐 師 範	※監 察 官 管 理 官 次 席 所 長 副 所 長 室 長	理 事 官	参 事 官		

							場 長 センター 長 首席師範			
	地方 機関	警 察 署					会 計 官			
選挙 管理 委員会	本	庁					事務局長 事務局次 長			
	地方 機関	分 局					分 局 長 分局長代 理			
監 査 委 員 会						調 査 員	総括調査 員			
労 働 委 員 会								事務局次 長		
海区漁業調整委員会							事務局長			

イ 研究職給料表級別職務分類表

組織			職務の級				
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事	地方 機関	共 通			総括主任 研究員 副主任研 究員	企 画 員	
		工業技術セ ンター			課 長	副 所 長	
		農業試験場				副 場 長	
		農業試験場 暖地園芸セ ンター			副 所 長		
		果樹試験場				副 場 長	
		果樹試験場 かき・もも 研究所			副 所 長		
		果樹試験場 うめ研究所			副 所 長		
		畜産試験場			副 場 長		
		畜産試験場 養鶏研究所			副 所 長		
		林業試験場				副 場 長	
		水産試験場				副 場 長	
教育 委員 会	地方 機関	近代美術館			学芸課長 教育普及 課長 副主任学 芸員		
		博 物 館			学芸課長		

				副主任学芸員		
		紀伊風土記の丘		専門員 学芸課長 副主任学芸員		
		自然博物館		専門員 学芸課長 副主任学芸員		
警察	本部		研究員主任	専門研究員	副所長	

別表第1エの表及びオの表を次のように改める。

エ 医療職給料 (2) 級別職務分類表

組織		職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事	地方機関	共 通						副主任		
		こころの医療センター						室 長		
		家畜保健衛生所						支 所 長		
教育委員会	地方機関	県立学校			副主査栄養士	※主査栄養士				

オ 医療職給料 (3) 級別職務分類表

組織		職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
知事	地方機関	共 通						副主任	
		高等看護学院						教務主任 副主任専任教員	教務主幹
		こころの医療センター						科 長 副主任看護師	
		なぎ看護学校						教務主任 副主任専任教員	企画員 副学校長

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第9号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給範囲及び支給区分) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる職のうち人事委員会が別に定める職にあつては、 <u>当該職に対応する同表中の支給区分欄に定める区分より人事委員会が別に定める高い区分とすることができる。</u>	(支給範囲及び支給区分) 第2条 略

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

組 織	支給区分		部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐又は課長補佐相当職
	1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	7 種		
知 事	本 庁	理 事	参 事	局 長	万博推進担当参事	課 長	旅券事務長	副 課 長		
		知事室長	技 監	技 監	考查担当参事		企 画 員	主 幹		
		部 長			国際担当参事		室 長	分 室 長		
		会計管理者			参 事			総括検査員		
	地方機関	共 通				参 事		企 画 員	総括専門員	
									総括研究員	
		振 興 局		局 長	局 長			部 長	副 部 長	
								支 所 長	支 所 次 長	
								海南工事事務所長	海南工事事務所次長	
								紀の川流域下水道事務所長	紀の川流域下水道事務所次長	
					ダム管理事務所長	近畿自動車道紀南高速事務所次長				
					近畿自動車道紀南高速事務所長					
東京事務所			所 長				次 長			
県税事務所				所 長			次 長			
消防学校						校 長	副 校 長			
防災航空センター						所 長				
文 書 館						館 長	次 長			
世界遺産センター				所 長			事 務 長			
南紀熊野ジオパークセンター						所 長	事 務 長			
環境衛生研究センター				所 長			次 長			
							部 長			

鳥獣保護センター						所 長	
消費生活センター						所 長	
動物愛護センター						所 長	
中央児童相談所				所 長			次 長
紀南児童相談所						所 長	次 長 分 室 長
仙 溪 学 園						園 長	次 長
ジェンダー平等推進センター				所 長			
DV相談支援センター						所 長	
障害児者サポートセンター						所 長	
精神保健福祉センター						所 長	
保 健 所						所 長	次 長 支 所 長 支 所 次 長
高等看護学院			学 院 長	副 学 院 長		事 務 長	教 務 主 幹
なぎ看護学校						学 校 長	副 学 校 長
こころの医療センター			院 長	事 務 局 長			副 院 長 事 務 局 次 長 部 長 看 護 部 副 部 長
難病・こども保健相談支援センター						所 長	
公営競技事務所						所 長	次 長
産業技術専門学院						学 院 長	副 学 院 長
工業技術センター				所 長			副 所 長 部 長
農業試験場						場 長	副 場 長
農業試験場暖地園芸センター						所 長	
果樹試験場						場 長	副 場 長
果樹試験場かき・もも研究所						所 長	
果樹試験場うめ研究所						所 長	
畜産試験場						場 長	
畜産試験場養鶏研究所						所 長	
林業試験場						場 長	副 場 長
水産試験場						場 長	副 場 長
農作物病害虫防除所							所 長
家畜保健衛生所						所 長	
農林大学校						校 長	副 校 長 所 長 教 授

								林業研修部長	
		和歌山下津 港湾事務所					所 長	次 長	
県	議 会	事務局長		事務局次長		課 長	室 長	副 課 長	
								副 室 長	
								総括調査員	
教育委員会	本 庁			局 長		課 長	室 長	副 課 長	
								主 幹	
	地方機関	教育事務所					所 長	副 所 長	
		教育センター 学びの丘					所 長	副 所 長	
		図 書 館					副 館 長	紀南図書館 長	
		近代美術館					副 館 長		
		博 物 館					副 館 長		
		紀伊風土記 の丘					副 館 長	主 幹	
		自然博物館					副 館 長		
		県立学校						事 務 長	事 務 長
警察	本 部			参 事 官		課 長	室 長	次 席	
						監 察 官	センター長 (田辺運転 免許センター 及び新宮 運転免許セ ンターに置 くものを除 く。)	副 所 長	
選挙管理委員会	本 庁					事務局長		事務局次長	
	地方機関	分 局					分 局 長		
監 査 委 員 会		事務局長				課 長		副 課 長	
								総括調査員	
人 事 委 員 会		事務局長				課 長		副 課 長	
労 働 委 員 会		事務局長		事務局次長		課 長		副 課 長	
海区漁業調整委員会								事 務 局 長	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第10号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機 関	職	機 関	職

議会事務局		事務局長 事務局次長 課長 室長 副課長 総 括調査員 副室長 総務 班長	議会事務局	事務局長 事務局次長 課長 (人事、労務を担当 する課長相当職を含む。) 室長 副課長 副室 長 総務班長	
知事部局	本庁	理事 知事室長 部長 技監 会計管理者 参事 知事室次長 万博推進 担当参事 局長 考査担 当参事 国際担当参事 課長 室長 副課長 主 幹 企画員 総括課長補 佐 分室長 旅券事務長 総括検査員 課長補佐 、班長、主任、副主任、 主査、副主査又は主事(秘書課に置く知事又は副 知事の秘書に関する事務 を担当するもの、人事課 に置く人事又は給与に関 する事務を担当するもの 、考査課に置く分限又は 懲戒に関する事務を担当 するもの及び行政管理課 に置く組織に関する事務 又は定員配置に関する事 務を担当するものに限る 。)	知事部局	理事 知事室長 監察査 察監 危機管理監 地域 振興監 部長 参事 技 監 会計管理者 局長 国際担当参事 生活安全 参事 食品安全参事 労 働政策参事 課長 (人事 、労務を担当する課長相 当職を含む。) 室長 (人事、労務を担当する者 に限る。) 副課長 旅 券事務長 分室長 監察 査察員 課長補佐、班長 、主任及び主査(秘書課 、人事課(職員厚生室を 除く。)、監察査察課及 び行政管理課に置くもの に限る。) 副主査及び 主事(人事課(人材育成 班を除く。)、監察査察 課又は行政管理課におい て人事若しくは給与の企 画又は考査に関する事務 を行う者に限る。)	
	地方機 関	振興局	局長 参事 部長 副部 長 企画員 総括専門員 主幹 支所長 支所次 長 海南工事事務所長 海南工事事務所次長 ダ ム管理事務所長 紀の川 流域下水道事務所長 紀 の川流域下水道事務所 次長 近畿自動車道紀南高 速事務所長 近畿自動車 道紀南高速事務所次長	地方機 関	局長 部長 副部長 参 事 支所長 支所次長 企画員 (人事、労務を担 当する者に限る。) 総 括専門員 主幹 (人事、 労務について部長を補佐 する者に限る。) 海南工 事事務所長 海南工事 事務所次長 ダム管理事 務所長 紀の川流域下水 道事務所長 紀の川流域 下水道事務所次長 近畿 自動車道紀南高速事務 所長 近畿自動車道紀南高 速事務所次長
		東京事務 所	所長 次長 企業誘致統 括員	東京事務 所	所長
		略		略	
		文書館	略	文書館	略
		世界遺産 センター	所長 事務長		
		南紀熊野 ジオパー クセンタ ー	所長 事務長 総括研究 員		
		環境衛生 研究セン ター	所長 次長 部長 総括 研究員	環境衛生 研究セン ター	所長 次長 部長
鳥獣保護 センター	略	鳥獣保護 センター	略		

		南紀熊野 ジオパーク センター 二	所長 事務長
略	略	略	略
消費生活 センター	略	消費生活 センター	略
動物愛護 センター	略	男女共同 参画セン ター	参事 所長
児童相談 所	所長 参事 次長 分室 長	動物愛護 センター	略
仙溪学園	略	子ども・ 女性・障 害者相談 センター	所長 参事 次長
ジェンダ ー平等推 進センタ ー	参事 所長	紀南児童 相談所	所長 次長 分室長
DV相談 支援セン ター	所長	仙溪学園	略
なぐさホ ーム	略	女性保護 施設なぐ さホーム	略
障害児者 サポート センター	所長	精神保健 福祉セン ター	所長 次長
精神保健 福祉セン ター	所長	略	略
略	略	難病・子 ども保健 相談支援 センター	略
難病・こ ども保健 相談支援 センター	略	公営競技 事務所	略
公営競技 事務所	略	工業用水 道管理セ ンター	所長 次長
略	略	略	略
工業技術 センター	所長 企画員 副所長 部長 総括研究員	工業技術 センター	所長 企画員 副所長 部長
		世界遺産 センター	参事 所長 事務長

		農業試験場	場長 副場長		農業試験場	場長 副場長 (人事、労務について場長を補佐する者に限る。)
		農業試験場暖地園芸センター	所長 副所長 (人事、労務について所長を補佐するものに限る。) 総括研究員		農業試験場暖地園芸センター	所長 副所長 (人事、労務について所長を補佐する者に限る。)
		果樹試験場	場長 副場長 総括研究員		果樹試験場	場長 副場長 (人事、労務について場長を補佐する者に限る。)
		果樹試験場かき・もも研究所	所長 副所長 (人事、労務について所長を補佐するものに限る。) 総括研究員		果樹試験場かき・もも研究所	所長 副所長 (人事、労務について所長を補佐する者に限る。)
		果樹試験場うめ研究所	副所長 (人事、労務について所長を補佐するものに限る。) 総括研究員		果樹試験場うめ研究所	所長 副所長 (人事、労務について所長を補佐する者に限る。)
		畜産試験場	場長 副場長 (人事、労務について所長を補佐するものに限る。) 総括研究員		畜産試験場	場長 副場長 (人事、労務について場長を補佐する者に限る。)
		畜産試験場養鶏研究所	副所長 (人事、労務について所長を補佐するものに限る。) 総括研究員		畜産試験場養鶏研究所	所長 副所長 (人事、労務について所長を補佐する者に限る。)
		林業試験場	場長 副場長 総括研究員		林業試験場	場長 副場長 (人事、労務について場長を補佐する者に限る。)
		水産試験場	場長 副場長 総括研究員		水産試験場	場長 副場長 (人事、労務について場長を補佐する者に限る。)
		略	略		農林大学校	校長 副校長 教授 所長 部長 (林業研修部に置くものに限る。)
		家畜保健衛生所	略		略	略
		農林大学校	校長 副校長 教授 所長 部長 (林業研修部に置くものに限る。)		略	略
		略	略		略	略
教育委員会	教育庁	本庁	教育企画監 局長 参事 課長 副課長 室長 教育企画員 主幹 人事主事 課長補佐、班長、主任、副主任、主査、副主査又は主事 (総務課に置く教育委員会の委員及び教育長の秘書に関する事務を担当するもの及び教職員課に置く人事又は給与に関する事務を担当するものに限る。)	教育委員会	本庁	教育企画監 局長 参事 課長及び室長 (人事、労務を担当する課長相当職を含む。) 副課長 人事主事 教職員課の班長、主査、副主査及び主事 (人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。)
		教育事務	所長 副所長 人事主事		地 教育事務	所長 副所長 人事課及

	所	課長、主任、副主任、主査、副主査又は主事（紀北教育事務所人事課及び紀南教育事務所人事給与課に置く人事又は給与に関する事務を担当するものに限る。）
教育機関	教育センター学びの丘	所長 副所長
	図書館	館長 副館長 紀南図書館長
	近代美術館	館長 副館長
	博物館	館長 副館長 教育企画員
	紀伊風土記の丘	館長 副館長 教育企画員 主幹
	自然博物館	館長 副館長
	県立学校	校長 副校長 教頭 事務長
選挙管理委員会事務局	事務局次長	事務局次長（人事、労務を担当するものに限る。） 分局長
監査委員事務局	事務局次長	事務局次長 課長 副課長 総括調査員
人事委員会事務局	課長補佐	事務局次長 課長 副課長 課長補佐 主任、副主任、主査、副主査又は主事（職員課に置く給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事務を行うものに限る。）
略		

備考 この表の職欄に掲げる職を占める職員は、法律若しくは条例で設置されている職又は規則、和歌山県教育委員会規則、和歌山県人事委員会規則その他組織に関する定めにより令和6年4月1日において設置されていた職を占めている職員とする。

方機関	所	び人事給与課の課長、人事主事、主査、副主査及び主事（人事又は給与の企画に関する事務を行う者に限る。）
	教育センター学びの丘	所長 副所長
	図書館	館長 副館長 紀南図書館センター長
	近代美術館	館長 副館長
	博物館	館長 副館長
	紀伊風土記の丘	館長 副館長 教育企画員
	自然博物館	館長 副館長
	県立学校	校長 副校長 教頭 事務長
選挙管理委員会事務局	本庁	事務局次長
	地方機関 分局	事務局次長（人事、労務を担当する者に限る。） 分局長
監査委員事務局	事務局次長	事務局次長 課長（人事、労務を担当する課長相当職を含む。） 副課長
人事委員会事務局	課長補佐	事務局次長 課長 副課長 課長補佐 主任、主査、副主査（給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事務を行う者に限る。）
略		

備考 本表中「課長相当職」とは、職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）別表第1に規定する課長又は課長相当職のうち課（室）長以外のものをいう。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（平成29年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第3（第2条関係） 有田川町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">機関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>認定こども園</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	機関	職	略		認定こども園	園長	略		<p>別表第3（第2条関係） 有田川町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">機関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	機関	職	略		保育所	所長	略			
機関	職																		
略																			
認定こども園	園長																		
略																			
機関	職																		
略																			
保育所	所長																		
略																			
<p>別表第8（第2条関係） みなべ町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">機関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>こども園</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	機関	職	略		こども園	略	略		<p>別表第8（第2条関係） みなべ町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">機関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>こども園</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	機関	職	略		こども園	略	幼稚園	園長	略	
機関	職																		
略																			
こども園	略																		
略																			
機関	職																		
略																			
こども園	略																		
幼稚園	園長																		
略																			
<p>別表第10（第2条関係） 白浜町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">機関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>会計管理者 課長 副課長 室長 <u>地域包括支援センター長</u> <u>こども家庭センター長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	機関	職	略	略	町長部局	会計管理者 課長 副課長 室長 <u>地域包括支援センター長</u> <u>こども家庭センター長</u>	略		<p>別表第10（第2条関係） 白浜町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">機関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>会計管理者 課長 副課長 室長 <u>地域包括支援センター長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	機関	職	略	略	町長部局	会計管理者 課長 副課長 室長 <u>地域包括支援センター長</u>	略			
機関	職																		
略	略																		
町長部局	会計管理者 課長 副課長 室長 <u>地域包括支援センター長</u> <u>こども家庭センター長</u>																		
略																			
機関	職																		
略	略																		
町長部局	会計管理者 課長 副課長 室長 <u>地域包括支援センター長</u>																		
略																			
<p>別表第12（第2条関係） すさみ町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">機関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>すさみ病院</td> <td>病院長 副院長 医長 医員 薬局長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 理学療法士長 管理栄養士長 総看護師長 看護師長 薬局次長 診療放射線技師次長 臨床</td> </tr> </table>	機関	職	略		すさみ病院	病院長 副院長 医長 医員 薬局長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 理学療法士長 管理栄養士長 総看護師長 看護師長 薬局次長 診療放射線技師次長 臨床	<p>別表第12（第2条関係） すさみ町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">機関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>すさみ病院</td> <td>病院長 副院長 医長 医員 薬局長 診療放射線技師長 理学療法士長 管理栄養士長 総看護師長 看護師長 薬局次長 診療放射線技師次長 理学療法士次長 管理</td> </tr> </table>	機関	職	略		すさみ病院	病院長 副院長 医長 医員 薬局長 診療放射線技師長 理学療法士長 管理栄養士長 総看護師長 看護師長 薬局次長 診療放射線技師次長 理学療法士次長 管理						
機関	職																		
略																			
すさみ病院	病院長 副院長 医長 医員 薬局長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 理学療法士長 管理栄養士長 総看護師長 看護師長 薬局次長 診療放射線技師次長 臨床																		
機関	職																		
略																			
すさみ病院	病院長 副院長 医長 医員 薬局長 診療放射線技師長 理学療法士長 管理栄養士長 総看護師長 看護師長 薬局次長 診療放射線技師次長 理学療法士次長 管理																		

	検査技師次長 理学療法 士次長 管理栄養士次長 栄養士次長 副看護師 長 事務長 事務次長
略	

別表第13 (第2条関係)
那智勝浦町の管理職員等の範囲

機関	職
略	
那智勝浦町立温泉 病院	病院長 副院長 医局長 部長 医長 看護部長 副看護部長 看護師長 薬局長 医療技術部長 技師長 事務長 企画 員 事務課長 主幹
略	

別表第20 略

別表第21 (第2条関係)
伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合の
管理職員等の範囲

機関	職
老人福祉施設国城 寮	会計管理者 寮長 次長 事務長
養護老人ホーム国 城寮	施設長 特定施設管理者 業務課長 介護長
特別養護老人ホー ム国城寮	施設長 業務課長 介護 長

別表第22～別表第38 略

別表第40 (第2条関係)
有田郡老人福祉施設事務組合の管理職員等の範
囲

機関	職
養護老人ホームな ぎ園	会計管理者 園長 副園 長

	栄養士次長 栄養士次長 副看護師長 事務長 事務次長
略	

別表第13 (第2条関係)
那智勝浦町の管理職員等の範囲

機関	職
略	
那智勝浦町立温泉 病院	病院長 副院長 医局長 医長 看護部長 副看 護部長 看護師長 薬局 長 技師長 事務長 企 画員 事務課長 主幹
略	

別表第20 略

別表第21～別表第37 略

別表第38 (第2条関係)
上大中清掃施設組合の管理職員等の範囲

機関	職
清掃事務所	会計管理者 所長

別表第40 (第2条関係)
有田郡老人福祉施設事務組合の管理職員等の範
囲

機関	職
養護老人ホームな ぎ園	園長 副園長

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第8及び別表第40の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 施行者の名称
岩出市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岩出都市計画下水道事業 岩出町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成14年3月26日
至 令和13年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
なし

和歌山県告示第310号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 施行者の名称
九度山町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
九度山都市計画下水道事業 九度山町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成2年3月30日
至 令和11年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
なし

和歌山県告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 施行者の名称
湯浅町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
湯浅都市計画下水道事業 湯浅町雨水公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成29年8月29日
至 令和11年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

和歌山県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 施行者の名称
上富田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
上富田都市計画下水道事業 上富田町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成10年8月21日
至 令和12年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし